

民法 H30 司法試験

【解答】

〔設問 1〕

- 1 B は本件売買契約に基づき、A に対し、代金の支払いを請求するものである。これは認められるか。
- 2 本件において、売買目的物である松茸が盗難に遭い、B が A に対して負う目的物引渡債務は履行不能となった。A はこの事実を理由として、民法 412 条の 2 第 1 項に基づき、上記請求を拒絶することができる。
- 3 (1) A の反論に対し、B は 567 条 2 項の適用を主張し、代金支払請求を行うことが考えられる。以下、この再反論の妥当性について検討する。
 - (2) ア 目的物が不特定物の場合には、567 条 2 項の適用はない（567 条 1 項括弧書）。本件売買契約は松茸の個性に着目したものではないため、不特定物売買であるところ、目的物の特定（401 条 2 項）がなされたといえるか。
 - イ 特定のためには、物の給付のために必要な行為を完了したといえなければならない。特に取立債務においてこれがなされたといえるためには、売主において目的物の分離をし、さらに買主に対して引渡し準備が完了したことを通知することを要する。
 - ウ 本件売買契約では、引渡しは B 所有の乙倉庫において行われることとなっており、引渡債務は取立債務といえる。そして、契約締結後の 9 月 21 日、B は売買契約の目的物となる松茸 5 キロの箱詰めを終え、その旨を A への電話によって通知した。B による一連の準備によって、A が受領することで引渡しは完了するのであるから、これにより、B において給付のために必要な行為は完了したといえる。
 - エ よって、本件売買契約において、目的物の特定はなされたといえる。
 - (3) A は 9 月 22 日、目的物受領のため乙倉庫へ赴こうとしたが、トラックを紛失し、同日内に受領することができなかった。先述の通り、本件目的物はこの時点で特定されているから、A において発生したこの事情は 567 条 2 項の受領不能にあたる。
 - (4) ア その後、松茸は何かによる盗難に遭い、全部滅失した。この点、B に帰責事由があるといえるか。
 - イ (3) で述べた受領遅滞により、413 条 1 項の効果として、B の目的物保管義務は自己のものに対するのと同じの注意義務に軽減されることになる。最後に乙倉庫の施錠にあたった C は B と雇用関係にあり、履行補助者と

コメントの追加【健目1】：根拠条文は？
請求原因は？

このにも配点があると考えてください。

コメントの追加【健目2】：412 条の 2 第 1 項は、履行を拒絶できる根拠条文にはなりません。なぜ、この条文が出てくるのか不明です。

コメントの追加【健目3】：567 条 2 項は、「履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない」と規定しています。A の反論（2 で記載されている点）が転んでいるのですが、こちらも不要な検討でしょう。

コメントの追加【健目4】：なぜ、いきなり「特定」を論じているのかが分かりません。
説明できますか。

コメントの追加【健目5】：規範に対応していないように読めます。
通知に加えて、分離も必要との規範なのに、あてはめに分離がないということです。

コメントの追加【健目6】：「受領不能」とは何ですか。

いえるから、Cがこの注意義務に違反したといえるならば、Bに帰責事由があるといえ、567条2項は適用されない。

ウ CはBとともに松茸の収穫、箱詰め作業を行っており、乙倉庫内にある青果物がBの事業にとって重要なものであることを認識していた。さらに、倉庫周辺では農作物の盗難が相次いでおり、Bから乙倉庫の施錠を厳重に行うよう指導も受けていた。にもかかわらず、Cは9月22日朝、簡易な錠のみで乙倉庫を施錠し、作業に従事していた。

盗難の危険性を認識していたならば、施錠には強力な倉庫錠を使用すべきであるところ、CはBからの指示を受けた21日の夜は指示通り倉庫錠を使用して施錠を行っている。しかし、翌日の朝になってその指示を失念したという事情に照らすと、Cは、自己のものに対するのと同じ注意義務に違反して目的物の全部滅失を招いたものといわなければならない。

エ そうすると、本件松茸の全部滅失はBに帰責事由があることになる。

(5) 以上より、Bの再反論は妥当ではない。

4 よって、Bの代金支払い請求は認められない。

以上

コメントの追加【健目7】：再度、制度ごとの要件・効果を復習したうえで、ゼミで検討するように答案構成できるか検討下さい。

☆質問事項

- ・ 567条2項の「内容に適合する」目的物であることについては触れた方がいいのでしょうか。触れるとすれば特定のところでしょうか。
そもそも567条2項は要件化した方がいいのでしょうか。